○国土交通省告示第千二百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名	区間	変更別	敷地の幅員	延長
中央自動車道西宮線	東近江市蛇溝町字長谷野一一六八番一から同市蛇溝町字長谷野一四〇五番まで	前	最大 二四六（メートル） 最小 三一（メートル）	四八五（メートル）
		後	最大 二七四（メートル） 最小 五三（メートル）	

○国土交通省告示第千二百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5872号	船速距離計	ＪＬＮ―721	日本無線株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

○国土交通省告示第千二百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5899号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＡＰＩＡ―01型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目1番34号

○防衛省告示第二百五十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒